

令和3年8月26日

会員各位

岐阜県行政書士会
会長 森 伸二

緊急事態宣言期間中の対応について

平素より、当会の運営に対しご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

現在、新型コロナウイルス感染症が爆発的な広がりをみせ、8月27日より、岐阜県にも緊急事態宣言が発出されることとなりました。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、既に予定が入っているものの除いて、下記の期間中、事務局への来局は控えていただきますようお願いいたします。

緊急事態宣言期間 令和3年8月27日（金）～ 9月10日（金）

会員の皆様には、大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力のほど、よろしく願いいたします。